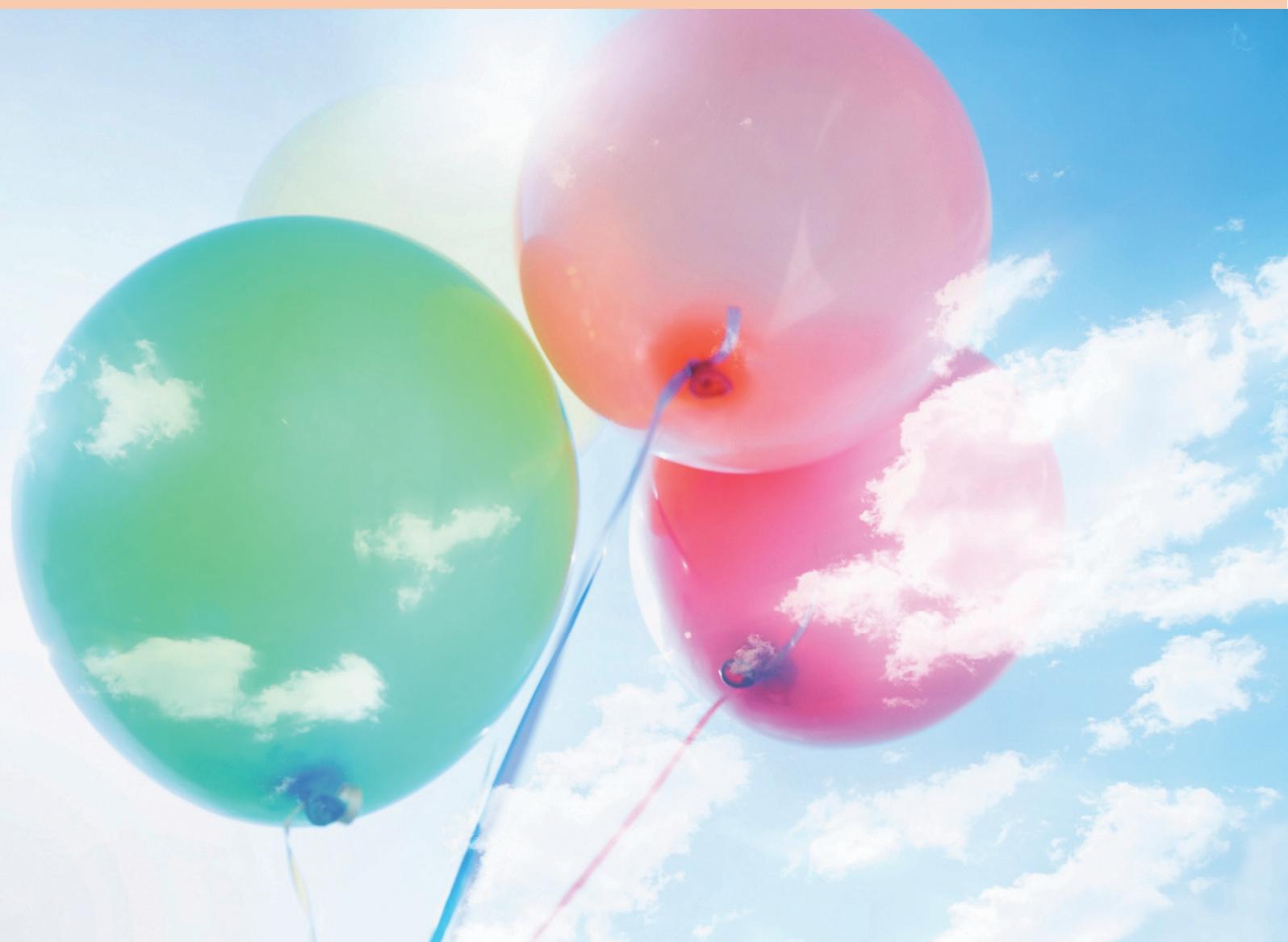


第 3 期

設楽町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和7年3月

設 楽 町

1 計画の概要

■ 背景

- 設楽町では、令和3年3月に「第2期設楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てが楽しい町づくり 子どもたちがのびやかに育つ町づくりをめざして」を掲げ、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の円滑な実施に取り組んできました。
- しかしながら、子どもの人口の減少が続き、利用が10人を下回る保育園が存在するなど、子どもたちの成長に欠かせない集団での育ちの維持が難しく、教育・保育ニーズが多様化する中、保育士不足などから、教育・保育サービス水準の維持も難しくなっています。
- そのため、子育て世代などを呼び込み、人口の減少に歯止めをかけるため、移住・定住の促進に取り組んでいます。豊かな自然など、まちの魅力を発信し、このまちで「働いてみたい」、「子どもと過ごしてみたい」、そして、「住んでみたい」と思ってもらえるようなまちづくりを進めています。
- こうした取り組みによる成果が、保育園における子どもの集団での育ちや保育士の確保につながることに期待しつつ、引き続き、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の円滑な実施を図るため、「第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

■ 位置づけ

- この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める市町村行動計画を含み、策定、推進するものです。
- 設楽町総合計画を上位計画とし、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画、健康増進計画（いきいきしたら計画）などの関連計画と整合や連携を図り、策定、推進します。

■ 期間

- この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて、中間に計画の見直しを行います。

2 基本理念

- 今を生きる子どもたちやこれから生まれてくる、移住してくる子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、自然と愛情に満ちた環境の中でのびのびと自分らしく育つことができ、それが保護者をはじめ、地域みんなのよろこびや幸せにつながるようなまちづくりに引き続き取り組んでいきます。

子どもたちがのびのびと育ち

みんなで楽しく子育てできるまちづくり

3 子ども・子育て支援施策の方向

基本目標Ⅰ 子どもたちの健やかな育ちを支えます

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうした時期の子どもたちが健やかに成長できるよう、妊産婦や乳幼児のこころとからだの健康を守る母子保健サービスや就学前の子どもとその家族が安心して教育・保育サービス等を利用できる体制の充実を図ります。

施策方針

- ◇ 児童福祉と母子保健が連携して一体的な相談支援を行うとともに、関係機関等と連携し、妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ◇ 子育てガイドブックや町のホームページ等をはじめ、様々な媒体を通じ、子育て当事者が必要とする情報の発信に努めます。
- ◇ 妊婦や母子が安心して過ごすことができるよう、健康診査や訪問指導、予防接種、医療費助成等を行うとともに、医療体制の確保に努めます。
- ◇ 保育園の体制の確保に取り組み、さらなる質の向上や事故防止等に努めるとともに、延長保育や一時保育などの体制の確保を図ります。

主な取り組み

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ◆ 利用者支援事業
(町民課内にこども家庭センターを設置) | ◆ 子育て情報の発信 |
| ◆ 産後ケア事業 | ◆ 妊婦健康診査事業 |
| ◆ 次世代育成支援事業(おむつ代の支給) | ◆ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ◆ 医療費の助成(18歳を迎える年度末まで) | ◆ 乳幼児健康診査 |
| ◆ 教育・保育事業
(保育園の再編(1園化を含む)を検討) | ◆ 医療体制の確保 |
| ◆ 特色ある教育・保育の充実 | ◆ 延長保育事業 |
| | ◆ 一時保育事業 |
| | ◆ 保育園と小学校の連携 |

基本目標Ⅱ 子どもたちがのびのび自分らしく生きる力を育みます

学童期は、生きる力を育むことをめざし、調和のとれた発達を図る重要な時期です。礼節や思いやりの心を持ち、将来、自立して生活していくことができる生きる力を育む学校教育を推進するとともに、いじめの防止など、良好な教育環境づくりに取り組みます。

施策方針

- ◇ 礼節や思いやりの心を持ち、ふるさとに愛着と誇りを持ちつつ、将来の夢や目標に向かって自立できる子どもを育みます。

- ◇ めまぐるしく変わる社会情勢や今後ますます進む国際化などに柔軟に対応することができるとくましい子どもを育みます。
- ◇ 学校と家庭、地域、関係機関との連携を図り、いじめの未然防止とともに、早期の発見、対応、解消に努め、子どもの人権を守ります。

主な取り組み

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ◆ 「生きる力」を育む学校教育の推進 | ◆ 小中学校の学校規模適正化の推進 |
| ◆ 特色ある学校づくりの推進 | ◆ 心の教育の推進 |
| ◆ 英語教育の推進 | ◆ 情報教育の推進 |
| ◆ 人権教育の推進 | ◆ いじめへの対策 |
| ◆ 不登校への対応 | ◆ 小中学校における相談体制の充実 |

基本目標3 地域の子育て力を高めて子育て家庭を支えます

核家族化の進展や地域への帰属意識の希薄化などから、子育てを補完する取り組みが必要とされています。身近な地域において子育てをする家族が安心して暮らすことができるよう、子育て当事者の交流の場づくりや互助活動の構築に努めるとともに、仕事と子育てなどを両立して安心して生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

基本方針

- ◇ 子育て支援の重要性について関心と理解を深め、子育て機運の向上を図るとともに、子育て支援活動への参画を促進します。
- ◇ 子育て支援センター等における子育ての当事者同士の交流等を通じ、子育てへの不安や孤立感の解消を図ります。
- ◇ 放課後児童クラブなどの体制の確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターの構築に向けた環境づくりに努めます。
- ◇ 子どもやその保護者等が安心して利用できるよう、子育て関連施設の環境改善等を推進します。
- ◇ 犯罪やネット上のトラブルなどから子どもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努め、安全・安心な子育て環境づくりを推進します。
- ◇ 男女共同参画の啓発に取り組み、女性が働きやすく活躍できる環境づくりや男女とも育児休業等を取得しやすい環境づくりなどを促進します。

主な取り組み

- ◆ 子育て支援への地域の意識の醸成
- ◆ 放課後児童クラブ
- ◆ 子育て関連施設の環境改善等
- ◆ 交通安全対策の推進
- ◆ 男女共同参画の推進
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ 子育て支援センター事業
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業の検討
- ◆ 防犯対策の推進
- ◆ 少年非行の早期発見、防止活動の推進
- ◆ 企業等への啓発活動の推進

基本目標4 様々な困難を抱える子どもや子育て家庭を支えます

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、社会的養護や支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見、早期支援がますます重要となっています。様々な困難を抱える子どもや子育て家庭が孤立することのないよう、関係機関等と連携し、援助を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見、早期支援に取り組みます。

基本方針

- ◇ 児童虐待の防止に向けた広報・啓発に取り組むとともに、地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、子どもの人権を守ります。
- ◇ 障がいのある子どもが可能な限り障がいのない子どもとともに学び、遊ぶことができるような環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもの発達段階に応じたきめ細かな支援と切れ目ない支援に取り組みます。
- ◇ 外国籍の子どもが日本語等を学ぶ機会を提供するとともに、その保護者等も含め、気軽に相談できる体制を整備します。
- ◇ 生活困窮世帯やひとり親世帯等からの相談に対応する体制を確保するとともに、自立に向け、住居等の確保にかかる支援や親に対する就労支援等に取り組みます。

主な取り組み

- ◆ 児童虐待の防止に向けた広報・啓発活動の推進
- ◆ 障がいのある子どもの療育と相談支援の充実
- ◆ 外国籍の子ども等への支援
- ◆ ひとり親世帯への支援
- ◆ 子どもの権利に関する広報・啓発活動の推進
- ◆ 医療的ケア児への支援
- ◆ 生活困窮世帯等への支援
- ◆ DV被害者とその子どもへの支援

4 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

■ 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度は、保育園等における教育・保育に関する「子ども・子育て支援給付」と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に大別され、年度ごとの事業量の見込みとその確保方策等を計画し、これに基づき実施することとされています。

◇ 教育・保育（子ども・子育て支援給付）の量の見込みと確保方策 ◇

区分	1号		2号		3号		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳		
令和7年度	①子どもの推計人口(人)	41		11	14	13	
	②量の見込み(人)	0	40	1	6	8	
	③確保方策(人)	0	72	3	6	9	
	内 訳	特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-
	過不足(③-②)(人)	0	32	2	0	1	
利用率(②/①)(%)			9.1	42.9	61.5		
令和8年度	①子どもの推計人口(人)	41		10	11	15	
	②量の見込み(人)	0	40	1	6	8	
	③確保方策(人)	0	72	3	6	9	
	内 訳	特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-
	過不足(③-②)(人)	0	32	2	0	1	
利用率(②/①)(%)			10.0	54.5	53.3		
令和9年度	①子どもの推計人口(人)	44		10	10	12	
	②量の見込み(人)	0	43	1	5	6	
	③確保方策(人)	0	72	3	6	9	
	内 訳	特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-
	過不足(③-②)(人)	0	29	2	1	3	
利用率(②/①)(%)			10.0	50.0	50.0		
令和10年度	①子どもの推計人口(人)	39		9	10	11	
	②量の見込み(人)	0	38	1	5	6	
	③確保方策(人)	0	72	3	6	9	
	内 訳	特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-
	過不足(③-②)(人)	0	34	2	1	3	
利用率(②/①)(%)			11.1	50.0	54.5		
令和11年度	①子どもの推計人口(人)	37		9	9	11	
	②量の見込み(人)	0	36	1	5	6	
	③確保方策(人)	0	72	3	6	9	
	内 訳	特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-
	過不足(③-②)(人)	0	36	2	1	3	
利用率(②/①)(%)			11.1	55.6	54.5		

- 教育・保育へのニーズ（量の見込み）には対応（確保）できると考えます。
- すべての子どもが健やかにのびのびと育つことができるよう、教育・保育に携わる保育士等の確保と育成に努めます。
- 子どもたちの成長に欠かせない集団での育ちを維持していくため、計画期間内に、保育園において園児数が合計で概ね10人を維持できない状況になった場合は、再編（1園化を含む）を検討します。

◇ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ◇

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①利用者支援事業	こども家庭センター	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
		確保方策(か所)	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数(人)	12	11	11	10	10
		面談延回数(回)	36	33	33	30	30
②延長保育事業 (延べ数)	量の見込み(人)	1,074	1,047	1,034	938	898	
	確保方策(人)	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	
③放課後児童クラブ (延べ数)	量の見込み(人)	1,054	930	888	899	837	
	確保方策(人)	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
④子育て短期支援事業	量の見込み(人)	—	—	—	—	—	
	確保方策(人)	—	—	—	—	—	
⑤乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(件)	11	10	10	9	9	
	確保方策(件)	11	10	10	9	9	
⑥養育支援訪問事業等	量の見込み(件)	1	1	1	1	1	
	確保方策(件)	1	1	1	1	1	
⑦子育て支援センター 事業等(延べ数)	量の見込み(人)	2,583	2,518	2,485	2,256	2,158	
	確保方策(人)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
⑧一時保育事業 (延べ数)	量の見込み(人)	1	1	1	1	1	
	確保方策(人)	3	3	3	3	3	
⑨病児保育事業	量の見込み(人)	—	—	—	—	—	
	確保方策(人)	—	—	—	—	—	
⑩子育て援助活動支援事業	量の見込み(人)	—	—	—	—	—	
	確保方策(人)	—	—	—	—	—	
⑪妊婦健康診査事業 (延べ数)	量の見込み(件)	180	165	165	150	150	
	確保方策(件)	180	165	165	150	150	
⑫産後ケア事業 (延べ数)	量の見込み(人)	13	13	13	13	13	
	確保方策(人)	13	13	13	13	13	

- 各事業の利用等のニーズ（量の見込み）に対応（確保）できると見込まれますが、引き続き、提供体制の充実に努めます。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業等）、病児保育事業（病院・診療所の施設等での保育）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等の未実施事業については、利用ニーズ等を踏まえ、実施について検討します。
- 令和8年度から制度が開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度：保育園等に通っていない満3歳未満の子どもの短時間通園制度）についても、利用ニーズ等を踏まえ、実施について検討します。

発行 設楽町 町民課

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地

TEL 0536-62-0519

FAX 0536-62-1458

Email chomin@town.shitara.lg.jp